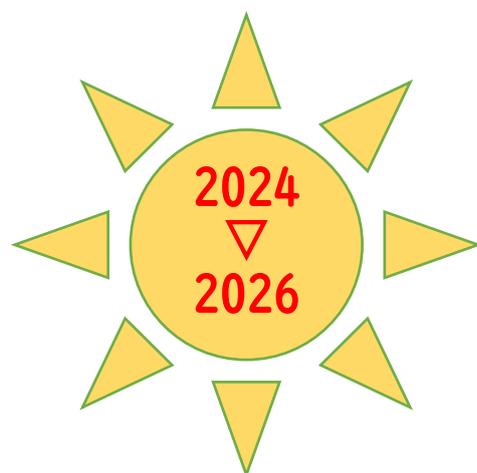


# いきいき 健やか 安心プラン

【概要版】



すべての世代がふれあい  
笑顔があふれるまちをめざして

第9期  
釧路市高齢者保健福祉計画 釧路市介護保険事業計画

## 1 計画策定の法的位置付けと主旨

本計画は、老人福祉法第20条の8と介護保険法第117条の規定に基づき、老人福祉施設等による事業の供給体制の確保に関する「高齢者保健福祉計画」と、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する「介護保険事業計画」を一体的に策定して総合的に実施することにより、だれもが生きがいを持ち、健やかに、安心して暮らし、社会のかけがえのない担い手として大切にされる社会の実現を目指すもの。

## 2 計画の期間

2024年度から2026年度までの3か年を計画期間とする。

## 3 策定の方法

### (1) 介護サービス等ニーズ調査

市内に居住する65歳以上の高齢者を対象に実施した「介護サービス等ニーズ調査」により把握した高齢者ニーズを反映。(送付数3,000件、回答数1,387件、回答率46.2%)

### (2) 釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定市民委員会

医療・保健・福祉の専門家、公募市民など26名からなる「釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定市民委員会」の意見を反映。

## 4 計画の主な内容

### (1) 基本理念と基本目標

第9期計画では、

**みんなが「いきいき」と、「健やかに」、「安心」して暮らせるまちを、みんな育て、みんな支え合うまちを「基本理念」とします。**

これを実現するため、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていけるよう構築された「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことが求められ、そのために、以下の8つの基本目標を定めて、施策を推進していきます。

- ・基本目標1 共に協力し支え合える地域づくり
- ・基本目標2 介護予防の推進
- ・基本目標3 認知症高齢者支援の推進
- ・基本目標4 権利擁護の推進
- ・基本目標5 在宅福祉の推進
- ・基本目標6 高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進
- ・基本目標7 介護サービスの基盤整備と人材確保
- ・基本目標8 災害・感染症対策に係る体制整備

## (2) 高齢者等を取りまく現状と課題

65歳以上の高齢者人口は、2020年をピークに減少に転じている一方で、75歳以上の人口は2030年ごろまで、85歳以上の人口は2040年ごろまで増加し、高齢化率と後期高齢化率も総人口の減少に伴い、引き続き上昇する見込みとなっています。

また、要支援・要介護者も、引き続き増加していくものと見込まれます。

人口が急減する中で、高齢化の進展によるサービス需要の増や認知症の人の増、在宅介護の際の家族の負担に対して、どのように対応していくのが課題です。

(人)

	実績		推計				
	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2030年	2040年
総人口	161,147	158,287	155,619	152,903	150,153	133,134	106,088
高齢者数	56,410	56,092	55,832	55,539	55,118	50,393	45,229
高齢化率	35.0%	35.4%	35.9%	36.3%	36.7%	37.9%	42.6%
後期高齢化率	18.1%	18.9%	19.9%	20.8%	21.6%	24.1%	26.1%
高齢者人口内訳							
65～74歳	27,319	26,143	24,848	23,726	22,686	18,348	17,503
75～84歳	19,342	19,881	20,780	21,415	21,783	20,618	14,030
85歳以上	9,749	10,068	10,204	10,398	10,649	11,427	13,696
要支援・介護者数	12,789	12,979	13,111	13,243	13,337	13,765	13,744
高齢者数に占める割合	22.7%	23.1%	23.5%	23.9%	24.2%	27.3%	30.4%

## (3) 共に協力し支え合える地域づくり・介護予防の推進

- ・地域包括支援センターの機能強化（介護サービス等、各種相談に対する対応力向上）
- ・医療と介護の連携推進（医療と介護の関係者間の情報連携の推進）
- ・介護予防事業の推進  
（訪問・通所型サービス、住民等主体の通所サービス、短期集中予防サービス等の実施）
- ・保健事業との連携（生活習慣病の予防による介護予防等）

## (4) 介護サービスの基盤整備と人材確保

- ・第9期計画における新規施設整備予定

サービス種別		整備（指定）数
施設	特別養護老人ホーム	8床（増床）
居住	介護付き有料老人ホーム	3施設 165人分
	認知症高齢者グループホーム	1施設 18名分
在宅	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所
	看護小規模多機能型居宅介護	2事業所※

※看護小規模多機能型居宅介護のうち、1事業所は小規模多機能型居宅介護からの転換

- ・介護人材確保対策

(介護人材確保事業の促進、介護従事者の処遇改善・負担軽減などの施策を実施)

#### (5) 認知症高齢者支援の推進・権利擁護の推進

- ・認知症の理解と周知（認知症サポーター養成講座、市民向け認知症講座 等）
- ・認知症の人の社会参加・意思決定支援  
(認知症の人の意思を尊重し、本人が望む社会参加ができるよう支援)
- ・認知症の早期診断・早期対応（認知症初期集中チームの活動、脳の健康度テスト 等）
- ・家族等（ケアラー）への支援  
(家族介護教室や認知所カフェなど、認知症の人や家族が孤立しないよう環境を整備)
- ・高齢者虐待への対応（虐待の相談ができる体制の推進 等）

#### (6) 高齢者の社会参加と生きがいの推進、在宅福祉の推進

- ・「高齢者外出促進バス事業（おでかけパスポート70）」の実施
- ・「家族介護用品支給」や「寝たきり高齢者等移送サービス」、家族の相談支援等の実施

#### (7) 災害・感染症対策に係る体制整備

- ・避難行動要支援者避難支援事業の推進  
(避難に支援が必要な方の情報把握、個別避難計画の作成 等)
- ・感染症への対応力強化の推進  
(介護施設等における感染予防措置、感染者発生時の行動計画の策定 等)

## 5 計画期間中の事業費・保険料率

### (1) 計画期間における事業費の見込み

(単位：千円)

区 分	2024年	2025年	2026年	合計
保険給付費	16,354,262	16,737,134	17,036,026	50,127,422
地域支援事業費	905,532	923,506	941,680	2,777,718
事業費計	17,259,794	17,660,640	17,977,706	52,898,140

上記の事業費のうち保険料必要額として98億6,462万1千円を見込む

### (2) 第9期保険料基準額月額（第5段階）

第8期基準額月額①	第9期基準額月額②	保険料増加額②－①
5,650円	5,530円	▲120円(▲2.1%)

(3) 第9期保険料年額（第8期対比）

所得段階	第8期		
	所得基準内容	乗率	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、所得指標となる額が80万円以下の方	基準額×0.3	20,340円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、所得指標となる額が	80万円を超えて 120万円以下の方	基準額×0.5
第3段階		120万円を超える方	基準額×0.7
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がある方で、所得指標となる額が	80万円以下の方	基準額×0.9
第5段階		80万円を超える方	基準額
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が	125万円未満の方	基準額×1.2
第7段階		125万円以上 210万円未満の方	基準額×1.3
第8段階		210万円以上 320万円未満の方	基準額×1.5
第9段階		320万円以上 500万円未満の方	基準額×1.75
第10段階		500万円以上 1,000万円未満の方	基準額×2.0
第11段階		1,000万円以上の方	基準額×2.3
第12段階			
第13段階			
第14段階			



第9期			
所得基準内容	乗率	保険料年額	影響額 (第8期比)
・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、所得指標となる額が80万円以下の方	基準額× <b>0.285</b>	18,912円	<b>△1,428円</b>
世帯全員が市民税非課税で、所得指標となる額が	80万円を超えて 120万円以下の方	基準額× <b>0.485</b>	32,184円
	120万円を超える方	基準額× <b>0.685</b>	45,456円
本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がある方で、所得指標となる額が	80万円以下の方	基準額×0.9	59,724円
	80万円を超える方	基準額	66,360円
本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が	125万円未満の方	基準額×1.2	79,632円
	125万円以上 210万円未満の方	基準額×1.3	86,268円
	210万円以上 320万円未満の方	基準額×1.5	99,540円
	320万円以上 <b>420万円未満の方</b>	基準額×1.75	116,130円
	<b>420万円以上 520万円未満の方</b>	基準額×1.9	126,084円
	<b>520万円以上 620万円未満の方</b>	基準額×2.1	139,356円
	<b>620万円以上 720万円未満の方</b>	基準額×2.3	152,628円
<b>720万円以上 1000万円未満の方</b>	基準額×2.4	159,264円	
1,000万円以上の方	基準額×2.5	165,900円	

※着色部分が第8期からの変更箇所